

第3回社会保障審議会 介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会

関係団体ヒアリング資料

公益社団法人全国老人保健施設協会

老健施設に関する消費税取扱いの問題点について

調査票は大規模改修や高額医療機器等についての調査であり、介護施設における消費税負担について、日常的サービス提供に係る負担の状況を明確化するよう要望します。

(1) 老健施設における医療に関わる消費税について

老健施設における医療に係る費用は介護保険に包括化されている

◆ 平成20年3月介護事業経営実態調査では、

医薬品費・・・・・・・・・・ 約789万円/年

医療材料費・・・・・・・・・・ 約474万円/年

(施設療養材料費、施設療養消耗器具备品費)

合計 1,263万円/年

(2) 補足給付における食費・居住費に関わる消費税について

基準費用額：食費1,380円 居住費(多床室) 320円

(第4段階以上は消費税を転嫁することは可能という考え方はあるが)

補足給付の対象となる第1～3段階は老健施設の入所者の60%に達しており、基準費用額のうち食材料費、給食委託費等の消費税については損税となっている。

(3) おむつ関連経費等も含めた老健施設の消費税の損税額は、1施設あたり

600万円/年に達しており、施設経営は危機に瀕している。

平成20年介護事業経営実態調査における「おむつ関連経費(購入・リース・廃棄委託等費用)は、約747万円/年。

上記 医薬品費、医療材料費、食材料費、おむつをはじめとした衛生材料費等を合計すると、消費税負担額は1施設あたり600万円/年で、介護報酬収入の約1.5%に該当する！

老健施設の経営の実態

介護給付費分科会で議論されている
収支差率とは税引き前の数値である

老健施設の開設主体	
医療法人	73.6%
社会福祉法人	15.4%
その他	11.0%

独立型	48.8%
病院併設	31.2%
診療所併設	14.2%
その他	5.8%

厚労省のデータを使うと
年間の入所事業収入は、約4億1600万円
年間の入所事業支出は、約3億7460万円

入所事業の収支差は、9.9%と示された
つまり、収支差額は、4,140万円

ところが、課税法人である医療法人において
は、税引後(40%相当)の収益は、
約2,500万円となる。

全老健会員施設の長期借入金残高は、平
成23年3月時点で約3億6千万円である

長期借入金の年間元金返済額の平均は、
約4,500万円にのぼる。

元金返済のために、2,500万円－4,50
0万円＝2,000万円の不足が生じており、
減価償却費全額2,184万円を取り崩して
さえ200万円程度しか残らない。

将来への備えである減価償却費、2,184万円のほとんどを取り崩して経営が成
り立っているのが、老健施設の現状である

収支差率に基づく議論の見直しが必要。課税法人と非課税法人によ
る評価、設立時の補助金の多寡による評価が必要不可欠